

# 東京都北区議会

## 平成 24 年第 3 回定例会で可決した意見書

- ・ 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- ・ 「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する  
早急な規制強化等を求める意見書
- ・ 予防接種の充実に関する意見書
- ・ 中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書

## 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る上で極めて重要な制度として、わが国の教育の発展に大きな役割を果たしており、現行教育制度の根幹をなすものである。

学校教育は、多くの職種の職員が協力しあって成立している。事務職員及び栄養職員も、学校教育を円滑に推進する上で極めて重要な役割を果たしており、学校運営上欠くことのできない大切な担い手であり、その充実が求められている。

子どもたちを取り巻く貧困・格差問題が東日本大震災以降も深刻化している現在、国の財政的な保障が担保されなければ、教育条件の地域間格差をもたらすし、教育の機会均等の保障、良好な教育環境の維持が困難となり、憲法や教育基本法が保障する義務教育制度の理念に反すると言わざるを得ない。義務教育の確保は、国の責任で行われるべきであり、これを実質的に担保しているのは、義務教育費国庫負担金である。

よって、本区議会は政府に対し、教育に対する必要な財源の安定的確保を図り、わが国の将来を担う子どもたちの健全な育成のため、学校事務職員及び栄養職員の給与費負担の適用除外をすることなく、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年十月五日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣	野田 佳彦
総務大臣	樽床 伸二
財務大臣	城島 光力
文部科学大臣	田中 眞紀子

「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する  
早急な規制強化等を求める意見書

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから二〇〇七年四月一日より、いわゆる「脱法ドラッグ」を「指定薬物」として規制するための改正薬事法が施行された。「指定薬物」に指定されると、製造や輸入、販売が禁止となる。本年七月一日に九物質が追加指定され、現在、七十七物質が「指定薬物」に指定されている。

しかしながら近年、いわゆる「脱法ハーブ」が出回ってきた。「脱法ハーブ」は、「指定薬物」の成分を一部変えて植物片に混ぜたもので、「お香」「アロマ」などと称して販売されている。「脱法ハーブ」を吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。また、「脱法ハーブ」を吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせる事件も起きている。

「脱法ハーブ」をめぐっては、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、「指定薬物」になればまた化学構造を少し変化させるという「いたちごっこ」を繰り返し、法規制が追いつかないのが実態である。厚労省が調査したところ、「違法ドラッグ販売業者数」は本年三月末時点で、二十九都道府県で三百八十九業者も存在することが明らかとなった。

「脱法ハーブ」は覚醒剤や麻薬等の乱用への「入り口」になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できない。今後、青少年をはじめとした薬物乱用の拡大を防ぐためにも、早急な規制強化が急務の課題である。よって、本区議会は政府に対し、左記の点について早急に対応するよう、強く要請する。

記

一、成分構造が類似していれば一括して薬事法の「指定薬物」として規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること。

一、「指定薬物」が麻薬取締官による取り締りの対象外であることを改め、「指定薬物」を発見した場合に収去ができるなど法整備の強化を図ること。

一、特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年十月五日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿  
文部科学大臣 田中 眞紀子 殿  
厚生労働大臣 三井 辨雄 殿

## 予防接種の充実に関する意見書

予防接種はいうまでもなく、ワクチン接種により免疫力をつけ、個人の病気の予防や症状の軽減を期待する有効な医学的手段であり、社会全体の感染症の流行を抑える公衆衛生事業のひとつである。

したがって、安全性が十分確保され、接種方法についても、医学の進歩が十分反映されることが望まれ、今年度もポリオワクチンについては、生ワクチンから、不活化ワクチンへの移行がすすめられているところである。

その予防接種にかかる必要経費については、現在、地方自治体負担となっており、ポリオ不活化ワクチンへの移行に伴っても、財政負担が増加しているが、公衆衛生事業の観点からも、本来は国の責任で対応されることが望まれる。

よって、本区議会は政府に対し、予防接種の充実のため、特別区長会による「平成二十五年度国の施策及び予算に関する要望書」における内容と同様に、左記の点を求める。

### 記

- 一、予防接種にかかる必要経費は、全額国の負担とすること。
- 一、制度改正にあたっては、十分な準備期間をとり、地方自治体や医療機関に一時的な事務負担が生じないようにすること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年十月五日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿  
厚生労働大臣 三井 辨雄 殿

## 中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書

中小企業は、地域の「経済」や「雇用」の要として非常に大きな役割を果たしている。特に、東日本大震災や震災後の復旧・復興において、地域に根ざす中小企業が日本経済の屋台骨であることが改めて認識された。

しかしながら我が国の経済環境は、長引くデフレ・円高に加え、原燃料の価格高騰、電気料金の引き上げ、電力需給の逼迫など、厳しい状況が続いており、柔軟な対応力、技術力、商品開発力等の優れた潜在力を持ちながらも、中小企業は苦しい経営を余儀なくされている。

本格的な経済成長への途を確立するためには、雇用の大多数を支え、日本経済の礎となっている中小企業の活性化を図る視点が重要であり、中小企業の成長は、日本の景気回復の重要な鍵といえる。そのため、中小企業が潜在力を十分に発揮し、果敢に挑戦できるよう、あらゆる政策手段を総動員すべきである。

よって、本区議会は政府に対し、中小企業の重要な役割を踏まえ、事業環境の改善や経営力の強化等、中小企業の成長に資する施策の充実を図るよう、左記の点について、その実現を強く求める。

### 記

- 一、環境、健康、医療など新たな成長分野で事業を取り組もうとする中小企業を支援するために、積極的な資金の提供や経営支援の強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。
- 一、地域の中小企業に安定雇用や仕事を生み出し、内需を創出する活性化策として、老朽化した社会インフラの修繕・補強など、必要な公共事業に対し、投資を行うこと。
- 一、中小企業の新たな投資を促進し、雇用を維持・創出に資する「国内立地推進事業費補助金」をさらに拡充すること。
- 一、電力の安定的な供給体制の構築をめざし、自家発電設備及び省エネルギー機器、デマンド監視装置等の導入、LED等高効率照明の買換え等を促進するため支援措置を拡充すること。
- 一、中小企業の将来性と事業の継続性を確保するために学生・若者の雇用マッチング事業を地域単位で強化するなど、優秀な若手人材の確保のための対策を講じること。
- 一、中小企業の健全な発展のため、取引価格の適正化など、下請けいじめの監視・防止策の強化を図ること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十四年十月五日

東京都北区議会議員 小池 たくみ

内閣総理大臣	野田 佳彦 殿
経済産業大臣	枝野 幸男 殿
国土交通大臣	羽田 雄一郎 殿